

保険証とマイナンバーカードが一体化します！

令和6年12月2日（月）からは保険証がマイナンバーカードと一体化します。

マイナ保険証（*）をお持ちでない方には、お手元の保険証の有効期限前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

*マイナ保険証 … 保険証利用登録がされているマイナンバーカードのこと

国民健康保険及び後期高齢者医療の主な変更点等についてお知らせします。

★国民健康保険の主な変更点

①保険証の有効期限後の受診方法について

マイナ保険証を持っている方	マイナ保険証を医療機関に提示して受診。 資格確認のための「資格情報のお知らせ」を交付。
マイナ保険証を持っていない方	資格確認書を医療機関に提示して受診。 ※お手元の国民健康保険証の有効期限到達前に交付。

※今現在お手元にあります保険証に記載の有効期限までは、これまで通り保険証での受診ができます。

また、12月2日（月）以降にお手元の国民健康保険証について差し替えや再交付が必要な場合は、その時点から「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行し交付します。

②短期証の廃止について

12月2日（月）以降、国保税滞納者に交付していた短期被保険者証（短期証）は廃止されます。

（国保税の滞納の有無に関わらず、マイナ保険証か資格確認書を提示して受診する形となります。）

短期証の廃止後は、特別な事情の届出をせず納期限から1年以上経過している国保税に滞納がある被保険者について、窓口の医療費が全額自己負担となります。

全額自己負担した医療費は、領収書を藤里町役場まで持参し「特別療養費」の申請を行うことで、一部負担金を差し引いた金額を受けることができます。

今まで短期証をお持ちで一部負担金のみで医療機関を受診していた方も、10割負担となる可能性があります。国民健康保険税に未納がある方は、お早めに納付をお願いいたします。

★後期高齢者医療の主な変更点

①12月2日（月）以降、75歳を迎えられた方や、転居等により有効な保険証をお持ちでない方には、マイナ保険証の有無に関わらず、「資格確認書」を交付いたします。（令和7年7月末までの間）
医療機関を受診する際は、「マイナンバーカード」・「資格確認書」のどちらもご利用いただけます。

②現在お持ちの保険証は令和7年7月31日までは、これまで通り保険証での受診ができます。